

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年10月6日

奈良県監査委員	内野正博
同	芝池多津子
同	田中惟允
同	若林かずみ

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
内野正博	令和5年3月15日～令和5年8月28日
森田康文	令和5年3月15日～令和5年3月31日
芝池多津子	令和5年4月1日～令和5年8月28日
和田恵治	令和5年3月15日～令和5年5月24日
藤野良次	令和5年3月15日～令和5年5月24日
田中惟允	令和5年5月25日～令和5年8月28日
若林かずみ	令和5年5月25日～令和5年8月28日

(注) なお、芝池多津子監査委員は、会計管理者及び会計局長の職務に係る事項の監査について、地方自治法第199条の2の規定により、除斥された。

監 査 結 果 報 告 書

令和5監査年度 第1回
(令和5年3月～8月定期監査)
(令和5年8月財政的援助団体等監査)

令和5年9月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査

1 監査の実施方針-----	3
2 監査等の種類、対象-----	3
3 監査対象機関-----	3
4 監査における重点事項-----	5
5 委員実地監査実施日-----	5
6 監査等の実施内容-----	5
7 監査の結果-----	6
(1) 部局別指摘事項等件数一覧-----	6
(2) 指摘事項等の内容別-----	8
(3) 所属別-----	12
(ア) 本庁	
知事公室-----	12
総務部-----	13
文化・教育・くらし創造部-----	16
こども・女性局-----	20
福祉医療部-----	21
医療・介護保険局-----	22
水循環・森林・景観環境部-----	23
産業・観光・雇用振興部-----	24
観光局-----	25
食と農の振興部-----	27
県土マネジメント部-----	29
地域デザイン推進局-----	31
会計局-----	33
水道局-----	33
議会事務局-----	33
教育委員会-----	33
行政委員会-----	34
警察本部-----	34
(イ) 出先機関	
文化・教育・くらし創造部-----	36
こども・女性局-----	38
福祉医療部-----	38
医療政策局-----	38
水循環・森林・景観環境部-----	38
産業・観光・雇用振興部-----	38
食と農の振興部-----	39
県土マネジメント部-----	40
教育委員会-----	40
警察本部-----	44
(ウ) 監査重点事項の結果-----	45
(エ) 監査結果の要因と対策-----	45

第2 財政援助団体等監査

1	監査の実施方針-----	46
2	監査実施状況-----	46
3	監査の結果-----	46
4	監査実施団体の概要及び監査の結果-----	46
	奈良県土地開発公社-----	46
	公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター-----	47
	一般財団法人奈良県健康づくり財団-----	48
	一般財団法人かがやきホーム-----	50
	奈良県中心市街地公共交通活性化協議会-----	51

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の145所属（本庁108所属、出先機関37所属）について実地監査を実施した。なお、本監査結果は令和4年度の組織（令和5年度組織改正前）単位での報告とする。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	1 2	0	地域デザイン推進局	9	0
総 務 部	1 1	0	会 計 局	1	
文化・教育・くらし創造部	1 2	5	水 道 局	1	
こども・女性局	3	1	議 会 事 務 局	1	
福 祉 医 療 部	5	1	教 育 委 員 会	9	1 6
医 療 ・ 介 護 保 険 局	3		行 政 委 員 会	2	
医 療 政 策 局	0	1	警 察 本 部	1	4
水循環・森林・景観環境部	8	1	合 計	1 0 8	3 7
産 業 ・ 観 光 ・ 雇 用 振 興 部	7	1			
観 光 局	3	0			
食 と 農 の 振 興 部	8	6			
県土マネジメント部	1 2	1			

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

4 監査における重点事項

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和5監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「重要物品の登録・管理状況等について」

県が調達する物品は、必要性を検討した上、適時に適切な調達を行い、目的に応じ効果的に活用され、良好な状態で厳正に管理されなければならない。

また、一方で、今後の活用が見込まれない物品は、速やかに処理方針を決定し、適切に処理を行う必要がある。

特に高額な物品（重要物品 1件100万円以上）は、財産調書に記載することになっているが、これまでの監査で、財産調書への記載漏れや、保管状況が適切でないもの、重要物品について、備品管理簿の整理等を怠っているものが散見された。

このような状況を踏まえ、重要物品の取扱いや管理体制について、合规性や内部統制の有効性等の視点から調査し、今後、重要物品に係る登録・管理が適正に行われることを目的として、監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和5年3月15日～同年8月28日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和4年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車等
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項										注意事項										意見事項		合計	
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手	収入	補助金等		
知事公室				2	1	1																		4
総務部			2	4	2								2									1		11
文化・教育・くらし創造部				4	3	2						1	2	2	1									15
子ども・女性局				3									1		1									5
福祉医療部				1											2									3
医療・介護保険局															2	1								3
水循環・森林・景観環境部				1														1						2
産業・観光・雇用振興部				3	2						1													6
観光局				1		1					1		1		1								1	6
食と農の振興部				1	4						1	1			1	1		3		1				13
県土マネジメント部			1	4											1			2						8
地域デザイン推進局				1		1						1												3
会計局																								0
水道局														2										2
議会事務局																								0
教育委員会				7	2			1			1	3	1	2				1						18
行政委員会																								0
警察本部	1												1	2										4
小計	1	0	3	32	14	5	0	1	0	0	3	5	3	11	10	5	0	7	0	1	1	1	1	103
合計	56										45										2	103		
	(47)										(39)										(2)	(88)		

※ () 内の数字は、昨年度第1回報告（令和4年3月～同年8月定期監査分）の件数
 ※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法、不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 法令、条例、規則、通達及び通知に違反するもののうち重大なもの
- ② 書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③ 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④ 著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤ 著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥ 著しく有効性を欠くもの
- ⑦ 誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧ 前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨ 上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもので、次のいずれかに該当する場合

- ① 過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ② 指摘の区分に該当する事項であるがその原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③ 誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④ 前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、次のいずれかに該当する場合

- ① 経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ② 改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度の改善の検討が必要な事項

4 口頭指導事項

軽微な誤り等で、かつ、速やかに是正又は改善されることが確実なもの

なお、上記以外でも社会通念上又は県民目線で見ても、改善や見直しが必要と判断される場合、その内容等に応じて意見事項又は口頭指導事項とすることがある。

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(56件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	執行体制	搬送車両破損事故に係る損害賠償の発生について	1	奈良西警察署
収入	収入の調定	県有住戸貸付料の調定事務の遅延について	1	管財課
	収入事務	証紙収納実績の報告誤りにについて	1	道路保全課
		会計書類の紛失について	1	行政・人材マネジメント課
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	21	国際課、市町村振興課、財政課、税務課、デジタル管理室、文化振興課、女性活躍推進課、廃棄物対策課、産業・観光・雇用振興部企画管理室、産業振興総合センター、技術管理課、大規模広域防災拠点整備課、砂防・災害対策課、公園緑地課、民俗博物館、教育研究所、高円高等学校、国際高等学校、二階堂高等学校、畝傍高等学校、吉野高等学校
	支出命令	役務費の過払いについて	1	福祉医療部企画管理室
		指定管理業務委託に係る委託料の過払いについて	1	M I C E推進室
		住民税の納付遅延に対する延滞金の発生について	1	総務厚生センター
		源泉所得税の納付遅延について	3	文化振興課、こども家庭課、下水道課
		支払遅延に対する遅延利息の発生について	1	奈良っ子はぐくみ課
		源泉所得税の源泉徴収事務の誤りにについて	1	中央卸売市場再整備推進室
		支払遅延による過年度支出の発生について	1	教職員課
		支出事務に係る不適切な事務処理について	1	民俗博物館

	資金前渡	現金出納簿の未記入及び未作成について	1	雇用政策課
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	11	南部東部振興課、人事課、管財課、文化財保存事務所、豊かな食と農の振興課、中央卸売市場再整備推進室、農業水産振興課、なら歴史芸術文化村、競輪場、なら食と農の魅力創造国際大学校、奈良情報商業高等学校
		施設賃貸契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について	1	競輪場
		契約書の契約金額の記載漏れについて	1	高取国際高等学校
	契約保証金	契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	1	なら歴史芸術文化村
補助金等	補助金等の交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	4	消防救急課、文化振興課、消費・生活安全課、建築安全推進課
		補助金等の額の確定及び戻入に係る不適切な事務処理について	1	ならの観光力向上課
物品	物品の取得、処分	重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて	1	吉野高等学校

(イ) 注意事項(45件)

項目		内容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	3	ならの観光力向上課、畜産技術センター、吉野高等学校
予算の執行	予算の執行	予算の令達の遅延について	1	農村振興課
		歳入科目の誤りについて	1	学校支援課
		支出科目の誤りについて	3	学ぶ力はぐくみ課、競輪場、吉野高等学校
収入	収入の調定	行政財産使用料の調定事務の誤りについて	1	スポーツ振興課
		県営住宅敷地使用料及び土地建物貸付料の調定事務の誤りについて	1	住まいまちづくり課

		高等学校授業料の調定事務の誤りについて	1	奈良情報商業高等学校
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	2	消費・生活安全課、こども家庭課
		支出負担行為事務に係る不適切な事務処理について	1	M I C E 推進室
	支出命令	公用車の自動車損害賠償責任保険料の金額の誤りについて	1	水道局
		委託料の支払不足について	1	水道局
		報酬の過払いについて	1	教育委員会企画管理室
		役務費の誤払い及び現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて	1	管財課
		支払遅延による過年度支出の発生について	1	総務部企画管理室
		旅費の二重払いについて	1	万葉文化館
		役務費の二重払いについて	1	香芝警察署
	その他	通勤手当の誤認定について	1	畝傍高等学校
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	7	福祉医療部企画管理室、長寿・福祉人材確保対策課、医療保険課、地域包括ケア推進室、道路保全課、警察本部、万葉文化館
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	1	香芝警察署
	契約保証金	契約保証金免除に係る不適切な事務処理について	1	中央卸売市場
	その他	かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について	1	なら歴史芸術文化村
補助金等	補助金等の交付事務	補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について	5	教育振興課、奈良っ子はぐくみ課、医療保険課、ならの観光力向上課、農業水産振興課
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	7	森林資源生産課、中央卸売市場再整備推進室、農業水産振興課、道路保全

				課、砂防・災害対策課、中央卸売市場、吉野高等学校
切手等	郵便切手の保有	郵便切手の過大な保有について	1	東部農林振興事務所

(ウ)意見事項(2件)

項 目		内 容	件数	対 象 所 属
収入	未収金	県税に係る未収金の回収について	1	税務課
補助金等	補助金等の交付事務	奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱について	1	ならの観光力向上課

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	秘書課	令和5年 7月27日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	広報広聴課	令和5年 7月27日	同上
	政策推進課	令和5年 7月27日	同上
	統計分析課	令和5年 7月27日	同上
	国際課	令和5年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 76,230 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
	市町村振興課 （選挙管理委員会事務局を含む）	令和5年 7月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 178,255 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
南部東部振興課	令和5年 7月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件（契約額合計 10,135,500 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p>	

			<p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計10,106,900円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	奥大和移住・交流推進室	令和5年7月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	うだ・アニマルパーク振興室	令和5年7月21日	同上
	防災統括室	令和5年6月19日	同上
	消防救急課	令和5年6月19日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から4か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件(交付決定額3,337,000円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	安全・安心まちづくり推進課	令和5年6月19日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
総務部	企画管理室	令和5年8月21日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の定期刊行物の購読代(1件17,490円)について、請求書が提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、令和4年8月に令</p>

		和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)
法務文書課	令和5年 8月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
行政・人材マネジメント課	令和5年 8月21日	会計書類の紛失について 令和3年度「児童福祉事業対策費等補助金」(令和4年3月28日収入済み)に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている調定決議書及び添付書類(金額の根拠資料)の紛失が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計書類を適正に保管、管理するよう努めるべきである。 (指摘事項)
人事課	令和5年 8月21日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計114,950円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
総務厚生センター	令和5年 8月21日	住民税の納付遅延に対する延滞金の発生について 令和2年度に職員から徴収した住民税について、市町村への納付を1日遅延したことにより延滞金(3件5,100円)が発生していた。 今後は、適正な住民税の特別徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
財政課	令和5年	支出負担行為の遅延について

		8月21日	<p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件（契約額合計126,945円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
税務課		令和5年 8月21日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化するなど、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化に努めている。このことにより、令和4年度の県税徴収率は、令和3年度に比べ0.1ポイント上昇し98.5%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ令和4年度末見込みで約17億3,941万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で下位にある。今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。（意見事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額20,790円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
管財課		令和5年 8月21日	<p>県有住戸貸付料の調定事務の遅延について</p> <p>令和4年度県有住戸貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和4年4月25日）を経過した後（1か月経過）に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額482,982円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>役務費の誤払い及び現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和3年度の役務費（公用車の継続車検受検に係る自</p>

			<p>賠償保険料)について、相手方を誤って支出した事例が2件(誤払い額 28,560円)認められた。その結果、業者に対し本来前払とすべき自賠償保険料の支払が受検日後となっていた。</p> <p>また、既に支払った保険料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務及び歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 46,200円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	ファシリティ マネジメント 室	令和5年 8月21日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	デジタル戦略 課	令和5年 8月21日	同上
	デジタル管理 室	令和5年 8月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 47,740円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
文化・教育	企画管理室	令和5年	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事

・くらし創造部		8月9日	項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	大和平野中央構想推進室	令和5年8月9日	同上
	文化振興課	令和5年8月8日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 8,500,000円）認められた。そして、補助事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件等に従い補助事業等を行わなければならないこととされているが、上記の1件では、県が実際に交付決定を行った日より前に補助対象事業であるユースシネマプロジェクト等の事業に着手していた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が2件（源泉徴収すべき合計額 1,085,118円）認められた。また、これに伴い、延滞税（20,800円）及び不納付加算税（54,000円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 24,464円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

文化財保存課	令和5年 8月8日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
文化財保存事務所	令和5年 8月8日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の賃貸借契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計1,753,300円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額1,200,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
文化資源活用課	令和5年 8月8日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育振興課	令和5年 8月9日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件（交付決定額合計261,592,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>

青少年・社会活動推進課	令和5年8月8日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
人権施策課	令和5年8月8日	同上
スポーツ振興課	令和5年8月8日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>橿原公苑明日香庭球場に設置している自動販売機（2台）に係る行政財産使用料について、設置場所が屋内であることから建物の使用料を算定すべきところ、誤って屋外設置の場合に適用する土地の使用料を算定し、調定していた事例が2件（令和3年度及び令和4年度分、不足額合計 16,590円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室	令和5年8月8日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
消費・生活安全課	令和5年8月8日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から大幅に遡った日付を交付決定日としていた事例が67件（交付決定額合計 6,320,000円）認められた。その態様の内訳は、実際に交付決定を行った日から、①1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が66件、②3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件となっていた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の67件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 290,</p>

			<p>000 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
こども・女性局	女性活躍推進課	令和 5 年 6 月 1 日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が 1 件 (契約額 81,000 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	奈良っ子はぐくみ課	令和 5 年 6 月 1 日	<p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和 4 年度の役務費 (後納郵便料金) について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が 1 件 (延滞利息額 141 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和 4 年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から 1 か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が 1 件 (交付決定額 3,300,000 円) 認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の 1 件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	こども家庭課	令和 5 年 6 月 1 日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和 4 年度の賃貸借契約について、支出負担行為を行うこととされている日から 1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が 1 件 (支出負担行為額 107,688 円) 認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事</p>

			<p>務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について 令和2年度の委託料について源泉所得税の徴収を行っていなかったため、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(源泉徴収すべき額340,401円)認められた。また、これに伴い、延滞税(7,000円)及び不納付加算税(17,000円)が発生していた。 今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
福祉医療部	企画管理室	令和5年 5月31日	<p>役務費の過払いについて 令和3年度の役務費(労働者派遣)について、誤って消費税額を二重に計上した請求書に基づき支出していた事例が1件(過払い額5,293,929円)認められた。出納整理期間中の令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行った上で、令和4年度に雑入として受入を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額31,567,800円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
	地域福祉課	令和5年 5月31日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	監査指導室	令和5年 5月31日	同上

	<p>長寿・福祉人材確保対策課</p>	<p>令和5年 5月31日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 19,026,700円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 （注意事項）</p>
	<p>障害福祉課</p>	<p>令和5年 5月31日</p>	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
<p>医療・介護保険局</p>	<p>医療保険課</p>	<p>令和5年 5月31日</p>	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が6件（交付決定額合計 12,303,000円）認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の1件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。 今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 （注意事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 4,900,000円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく</p>

			<p>契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
	介護保険課	令和5年 5月31日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	地域包括ケア推進室	令和5年 5月31日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 3,290,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>
水循環・森林・景観環境部	企画管理室	令和5年 7月26日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	水資源政策課	令和5年 7月26日	同上
	森と人の共生推進課	令和5年 7月26日	同上
	森林資源生産課	令和5年 7月26日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、</p>

			同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
	奈良の木ブランド課	令和5年 7月26日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	環境政策課	令和5年 7月26日	同上
	廃棄物対策課	令和5年 7月26日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計265,100円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	景観・自然環境課	令和5年 7月26日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
産業・観光・雇用振興部	企画管理室	令和5年 6月1日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額49,500円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	地域産業課	令和5年 6月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	産業政策課	令和5年 6月1日	同上
	産業振興総合センター	令和5年 4月18日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件(契約額合計75,603円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事

			務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	企業立地推進課	令和5年6月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	雇用政策課	令和5年6月1日	現金出納簿の未記入及び未作成について 資金前渡職員は、現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和3年度の現金出納簿について、2か月分の記入が漏れていた。また、令和4年度においては、現金出納簿を作成していなかった。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)
	外国人・人材活用推進室	令和5年6月1日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
観光局	ならの観光力向上課	令和5年6月19日	補助金等の額の確定及び戻入に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和3年度において、額の確定を適切な時期までに行っていない事例が6件（交付決定額合計 119,278,000円）認められた。また、上記のうち5件では、額の確定を行なわないまま精算書及び戻入決議兼戻入通知書を作成し、決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額合計 5,203,337円）させていた。さらに、額の確定を行っていた1件（交付決定額 60,000,000円）についても、精算書及び戻入決議兼戻入通知書の決裁を受けずに、概算払いした補助金等の一部を返還（返還額 380,894円）させていた。 今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項) 補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について 奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和3年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上3か月未満遡った日付を交付決定日としていた事例が44件（交付決定額合計 56,130,000円）認められた。 また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制

			<p>のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の44件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱について</p> <p>奈良県ビジターズビューロー事業費補助金交付要綱において、交付の対象となる経費として人件費を記載しているが、人件費とする範囲が曖昧となっていることから、対象経費の範囲を明確にすることができるよう、交付要綱の内容を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(意見事項)</p>
	観光プロモーション課	令和5年 6月19日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	MICE推進室	令和5年 6月19日	<p>支出負担行為事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度の県営プール跡地活用プロジェクト ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業(コンベンション施設等整備運営事業)の委託料について、誤った算出根拠を基に支出負担行為を行っていた事例が1件(不足額4,081,319円)認められた。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>指定管理業務委託に係る委託料の過払いについて</p> <p>令和3年度の県営プール跡地活用プロジェクト ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業(コンベンション施設等整備運営事業)の委託料について、維持管理業務及び運営業務に係る物価変動によるサービス対価額(委託料)の改定に係る県及び事業者双方の認識が契約書の定めと異なっていたため、契約書で定められた算出による委託料を超えて支出していた事例が1件(過払い額1,554,231円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り</p>

			組むべきである。 (指摘事項)
食と農の振興部	企画管理室	令和5年 8月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	豊かな食と農の振興課、中央卸売市場再整備推進室	令和5年 8月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件（契約額合計 1,990,600円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,004,300円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	中央卸売市場再整備推進室	令和5年 8月10日	<p>源泉所得税の源泉徴収事務の誤りについて</p> <p>令和2年度の委託料について源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への払出を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（払出すべき額 81,091円）認められた。また、これに伴い、延滞税（1,900円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
農業水産振興課	令和5年 8月10日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとさ</p>	

			<p>れているが、令和4年度の物品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 1,076,900 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が24件（交付決定額合計 32,572,000 円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の24件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	農業経済課	令和5年 8月10日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	畜産課	令和5年 8月10日	同上

	担い手・農地 マネジメント 課	令和5年 8月10日	同上
	農村振興課 (中部農林振 興事務所対 する実地監 査で注意事 項となる。)	令和5年 8月10日	予算の令達の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ いて、予算執行の統制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契約を締結するときとさ れているが、令和3年度中部農林振興事務所における 工事請負契約について、予算計上課である農村振興課か らの予算の令達が遅延したことにより、中部農林振興事 務所で支出負担行為を行うこととされている日から1 か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1 件(契約額等 11,742,800円)認められた。 今後は、支出負担行為事務に影響を生じさせることの ないよう予算事務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)
県土マネジ メント部	企画管理室	令和5年 8月4日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事 項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められ なかった。
	建設業・契約 管理課	令和5年 8月4日	同上
	用地対策課	令和5年 8月4日	同上
	技術管理課	令和5年 8月3日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費につ いて、予算執行の統制のための手続として支出負担行為 を行うこととされている時期は、契約を締結するときとさ れているが、令和4年度の負担金について、支出負担行 為を業務完了後に行っていた事例が1件(負担金額 35,200円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事 務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチ ェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整 備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	道路建設課	令和5年 8月4日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事 項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められ なかった。
	道路保全課	令和5年 8月3日	証紙収納実績の報告誤りについて 消印をした収入証紙については、収入証紙収納簿に収 入状況を記録し、また、収納実績報告書により四半期ご とに件数、金額等の収納実績を会計局に報告することと されているが、令和4年7月分から同年9月分の特種車 両通行許可申請手数料の実績について、証紙収納簿には 実績額を556,200円と正しく記載していたが、証紙収納 実績報告書では誤って1,149,400円と報告していた。そ

		<p>の結果、証紙収入特別会計から一般会計への振替額が593,200円過大となっていた。その後、令和5年1月にその誤りに気がつき、令和4年度中に所要の手続は行っていた。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき証紙収納事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額27,962,000円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>
まちづくりプロジェクト推進課	令和5年8月3日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
リニア推進・地域交通対策課	令和5年8月3日	同上
大規模広域防災拠点整備課	令和5年8月3日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとさ</p>

			<p>れているが、令和4年度の賃貸借契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額213,070円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
	河川整備課	令和5年 8月3日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	砂防・災害対策課	令和5年 8月3日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の負担金について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（負担金額25,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 （注意事項）</p>
	下水道課	令和5年 8月3日	<p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和4年度の賞与について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件（納付すべき額3,300,000円）認められた。また、これに伴い、延滞税（3,900円）が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
地域デザイン推進局	まちづくり連携推進課	令和5年 7月24日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>

県土利用政策室	令和5年 7月24日	同上
公園緑地課	令和5年 7月24日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 24,200円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
奈良公園室	令和5年 7月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
平城宮跡事業推進室	令和5年 7月24日	同上
住まいまちづくり課	令和5年 7月24日	<p>県営住宅敷地使用料及び土地建物貸付料の調定事務の誤りについて</p> <p>県営住宅敷地使用料及び土地建物貸付料について、本来調定すべき金額を誤って調定していた事例が2件（過大額合計 78,194円）認められた。令和4年4月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>
建築安全推進課	令和5年 7月24日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定にあたり、実際に交付決定を行った日から3か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が29件（交付決定額合計 19,479,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の29件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>

	県有施設営繕課	令和5年 7月24日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	営繕プロジェクト推進室	令和5年 7月24日	同上
会計局	会計局	令和5年 8月28日	同上
水道局	水道局	令和5年 8月24日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の金額の誤りについて</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険契約について、自動車損害賠償責任保険基準料率に係る車種区分が誤っていたため、支払った保険料が過少となっていた事例が1件（不足額 17,670 円）認められた。</p> <p>今後は、自動車損害賠償保障法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p> <p>委託料の支払不足について</p> <p>令和4年度の修繕業務に係る委託料の支払に当たり、算出方法を誤ったため支払額が不足していた事例が1件（不足額 10,214 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県営水道会計規程等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
議会事務局	議会事務局	令和5年 8月16日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
教育委員会	企画管理室	令和5年 8月22日	<p>報酬の過払いについて</p> <p>令和4年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 47,762 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
	福利課	令和5年 8月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	学校支援課	令和5年 8月22日	<p>歳入科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の土地建物貸付料について、経費の性質が財産の貸付であることから予算科目を財産運用収入で収納すべきであったのに、雑入で収納していた事例が2件（収入済額合計 13,139 円）認められた。今後は奈良県予算規則に従い、適正な予算科目で収納されたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>

	教職員課	令和5年 8月22日	支払遅延による過年度支出の発生について 地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和2年度の委託料（1件 7,821円）について、請求書が令和2年12月に提出されていたのに、これに係る支出事務を失念したため、12か月以上の大幅な支払い遅延が生じ、令和4年7月に令和4年度予算から支出して、過年度支出となっていた。 今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）
	高校の特色づくり推進課	令和5年 8月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	学ぶ力はぐくみ課	令和5年 8月22日	支出科目の誤りについて 令和4年度の委員への謝金について、経費の性質が役務の提供に対する対価であることから予算科目を報償費で支出すべきであったのに、報酬で支出していた事例が1件（支出額 32,700円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）
	特別支援教育推進室	令和5年 8月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	人権・地域教育課	令和5年 8月22日	同上
	健康・安全教育課	令和5年 8月22日	同上
行政委員会	監査委員事務局	令和5年 7月20日	同上
	収用委員会事務局	令和5年 3月15日	同上
警察本部	警察本部	令和5年 8月4日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 2,184,600円）認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が

			<p>契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額 1,548,800円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
--	--	--	--

(イ) 出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
文化・教育・ 暮らし創造部	文化会館	令和5年 6月22日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	なら歴史芸術 文化村	令和5年 4月24日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度及び令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が14件（契約額合計 23,790,859円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が12件（うち会計年度経過後の出納整理期間に支出負担行為を行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 23,059,927円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について 令和4年度の業務委託契約に係る契約保証金について、免除事由を満たさない書類の添付をもって契約保証金を免除し、業務委託契約（契約額 5,720,000円）を締結していた事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>かい長へ委任された事務の範囲に含まれていない契約締結について 令和4年度の物品の備品購入契約2件（契約額合計 9,029,900円）について、奈良県契約規則第26条等によりなら歴史芸術文化村村長に委任された契約締結に関する事務の範囲には含まれておらず、本来は文化振興課で契約事務を行うこととされているのに、同村長が契約締結に関する事務を行っていた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、</p>

			適正な契約事務の執行に努められたい。(注意事項)
万葉文化館	令和5年 7月20日	<p>旅費の二重払いについて 令和4年度の講師の旅費について、二重に支出していた事例が1件(支給額 43,230円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計 17,756,113円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>	
民俗博物館	令和5年 3月23日	<p>支出事務に係る不適切な事務処理について 令和4年度奈良県立民俗博物館機械警備等業務委託に係る会計書類について、保存期間が5年と定められている契約締結書類の所在が不明となり、支出負担行為決議書及び支出命令書に必要な書類の添付がないまま支出していた事例が認められた。 今後は、奈良県行政文書管理規則に基づき、会計文書を適正に保管、管理するとともに、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき支出事務の適正な執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計 1,452,000円)認められた。</p>	

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	食品衛生検査所	令和5年 3月23日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
こども・女性局	精華学院	令和5年 3月23日	同上
福祉医療部	視覚障害者福祉センター	令和5年 3月22日	同上
医療政策局	薬事研究センター	令和5年 3月15日	同上
水循環・森林・景観環境部	森林技術センター	令和5年 6月2日	同上
産業・観光・雇用振興部	競輪場	令和5年 8月28日	<p>施設賃貸契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について</p> <p>令和3年度及び令和4年度の施設賃貸契約について、奈良県公有財産規則で定められた納期限とは異なる期日を納期限として契約書を作成していた事例が2件(契約額合計 396,144円)認められた。</p> <p>結果として、上記の契約に係る令和4年度の賃貸料について、同規則で定められた納期限の日より後に納入の通知を行っていた事例が3件(調定額合計 31,004円)認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成事務及び調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が12件(契約額合計 39,468,572円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が11件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相</p>

			<p>手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち8件（契約額合計 39,185,872 円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和4年度の産業廃棄物収集運搬処理業務委託契約について、経費の性質が委託契約代金であることから予算科目を委託料で支出すべきであったのに、役務費で支出していた事例が1件（契約額 350,475 円）認められた。令和5年2月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則に基づき、適正な予算科目で支出されたい。（注意事項）</p>
食と農の振興部	中部農林振興事務所	令和5年 7月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	東部農林振興事務所	令和5年 7月28日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和3年度末の郵便切手の保有残高が、当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その総額が5万円を超えて多額（保有残高 54,015 円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。（注意事項）</p>
	なら食と農の魅力創造国際大学校	令和5年 7月28日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件（契約額合計 9,340,980 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が5件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち5件（契約額合計 8,603,100 円）では、支出負担行</p>

			<p>為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
	中央卸売市場	令和5年 6月2日	<p>契約保証金免除に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和3年度の業務委託契約に係る契約保証金について、免除事由を確認するために必要な書類の一部を誤って添付して契約保証金を免除し、業務委託契約を締結していた事例が1件(契約額80,300,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和3年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
	農業研究開発センター(病害虫防除所を含む)	令和5年 4月26日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	畜産技術センター	令和5年 4月26日	<p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>
県土マネジメント部	ヘリポート管理事務所	令和5年 4月12日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
教育委員会	教育研究所	令和5年 6月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額30,800円)認められた。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	奈良高等学校	令和5年 4月20日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	西の京高等学校	令和5年 3月15日	同上
	高円高等学校 (高円芸術高等学校を含む)	令和5年 4月12日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 138,600円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	国際高等学校	令和5年 4月18日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 110,110円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	郡山高等学校	令和5年 4月20日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	法隆寺国際高等学校	令和5年 8月16日	同上
	西和清陵高等学校	令和5年 4月13日	同上
	二階堂高等学校	令和5年 4月12日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結す</p>

			<p>るときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 48,400 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
橿原高等学校 （畝傍寮を含む）	令和5年 4月24日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
畝傍高等学校 （かぐやま寮を含む）	令和5年 6月22日		<p>通勤手当の誤認定について 通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過少な支払いとなっていた事例が1件（支給不足額 30,000 円）認められた。 今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に努められたい。（注意事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の修繕工事契約について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 271,579 円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>
高取国際高等学校	令和5年 6月22日		<p>契約書の契約金額の記載漏れについて 令和4年度の業務委託契約について、奈良県契約規則で定められた契約書に記載すべき事項である契約金額が記載されていない事例が1件（契約額 126,500 円）認められた。 今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>
奈良情報商業 高等学校（商業 高等学校を含む）	令和5年 6月22日		<p>高等学校授業料の調定事務の誤りについて 令和3年度の高等学校授業料について、すでに調定し納入されている授業料について、誤って再度調定及び納入通知を行ったため、徴収額が過大となっていた事例が1件（2名 39,600 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制</p>

			<p>の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計 1,309,718円)認められた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 1,233,320円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>
	香芝高等学校	令和5年 6月22日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
	吉野高等学校	令和5年 3月22日	<p>支出科目の誤りについて 令和4年度の浄化槽薬剤補充手数料について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、委託料で支出していた事例が1件(契約額 11,000円)認められた。令和4年5月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 また、令和4年度の非常勤講師の第2種報酬(通勤手当)について、経費の性質が旅費(費用弁償)であることから予算科目を旅費で支出すべきであったのに、報酬で支出していた事例が2件(支出額合計 12,417円)認められた。令和4年7月にその誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 998,800円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>

			<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>重要物品に係る備品管理簿の未整理及び財産調書の記載誤りについて</p> <p>備品管理簿の整理は、その原因の発生の都度しなければならないとされているが、令和3年度に処分した重要物品1件について、処分したことを整理していなかった。</p> <p>また、上記1件について、奈良県会計規則第42条の規定に基づいて所属長が作成する財産調書に、誤って記載したまま会計管理者に提出していた。</p> <p>今後は奈良県会計規則等に基づき、備品管理簿を整理すべき原因が発生した際は都度整理し、適正に財産調書の作成を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)</p>
	奈良東養護学校	令和5年 4月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
警察本部	奈良西警察署	令和5年 4月18日	<p>搬送車両破損事故に係る損害賠償の発生について</p> <p>令和3年12月に奈良西警察署員が、一般男性の車両を運転して自宅に送り届ける際、事故を起こして車両を破損させたため、令和4年3月の議会の議決を経て489,653円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>県の過失により車両を破損させたため、今後は相手方の家族や運行代行業者等に運転を依頼するなど、安易に車両を移動させることがないよう、再発防止に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	西和警察署	令和5年 4月13日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

	天理警察署	令和5年 4月24日	同上
	香芝警察署	令和5年 4月13日	<p>役務費の二重払いについて 令和4年度の役務費(被留置者診療費)について、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件(支出額 15,030円)認められた。支払先からの指摘により誤りに気がつき、所要の手続を行っていた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和3年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額 66,000円)認められた。 また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記の1件では、それを行わないまま契約書を作成していた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。(注意事項)</p>

(ウ) 監査重点事項の結果

重要物品の登録・管理状況等については、指摘事項として報告すべき事項が1件、注意事項として報告すべき事項が5件認められた。

(エ) 監査結果の要因と対策

監査の結果、指摘事項等の要因としては、担当者の知識の不足や認識の誤りだけでなく、「決裁過程におけるチェックの不備」や「所属としての進捗管理の不足」によるものが見受けられた。

今後、執行機関は、職員の会計例規に対する知識の向上、法令遵守意識の徹底に加えて、組織的な事務処理の進捗管理と、内部統制に関する取組を充実させる必要がある。又、会計事務の電子化を推進し、業務の効率化、利便性の向上及び不適正な事務処理の削減に取り組みたい。

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
4	1	0	5

※県が資本金（基本金等）の4分の1以上を出資している法人（出資団体）であって、かつ、県が補助金等の財政的援助を与えているものについては、出資団体に分類した。

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
2	0	0	2

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項（2件）

項目	内容	件数	対象団体
契約	予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について	1	奈良県健康づくり財団
	業務委託契約に係る不適切な事務処理について	1	

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	令和5年8月16日
-----	-----------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 10,000,000 円は、全額県の出資

(イ) 当該法人の債務について県が債務保証を行っており、令和4年度末における債務保証の対象となる負債の残高は、7,752,438,104 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,699,443,422	流動負債	12,685,032,993
固定資産	2,276,206,903	固定負債	970,920
		負債合計	12,686,003,913
		資本金	10,000,000
		前期繰越準備金	3,215,860,282
		当期純利益	63,786,130
		資本合計	3,289,646,412
合 計	15,975,650,325	合 計	15,975,650,325

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	3,955,092,038	事業収益	4,047,568,268
販売費及び一般管理費	33,781,023	事業外収益	9,356,315
事業外費用	4,150,100		
特別損失	115,292		
当期純利益	63,786,130		
合 計	4,056,924,583	合 計	4,056,924,583

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人 奈良県生活衛生営業指導センター	実施年月日	令和5年8月16日
-----	---------------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項各号に掲げる営業）の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 4,100,000 円のうち 2,000,000 円（48.8%）が県の出捐
- (イ) 令和4年度の県の補助金は、次のとおりである。
- | | |
|----------------------|--------------|
| 奈良県生活衛生関係営業対策事業補助金 | 16,942,000 円 |
| 奈良県生活衛生関係適正営業促進事業補助金 | 720,000 円 |

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,587,669	流動負債	267,509
現金預金	6,587,669	未払金	227,709
		預り金	39,800
固定資産	4,200,001	負債合計	267,509
基本財産	4,100,000	正味財産	10,520,161
その他固定資産	100,001	指定正味財産	4,100,000
		一般正味財産	6,420,161
合 計	10,787,670	合 計	10,787,670

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	24,996,795	経常費用	24,936,984
基本財産運用収益	322	事業費	24,660,003
受取補助金	17,662,000	管理費	276,981
事業収益	6,533,215		
受取寄付金	800,000		
雑収益	1,258		
合 計	24,996,795	合 計	24,936,984
		一般正味財産増減額	59,811

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	一般財団法人 奈良県健康づくり財団	実施年月日	令和5年8月28日
-----	----------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県民の総合的な健康づくりと保健並びに地域医療の推進を図るとともに、がんに関する知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ・ 疾病の予防及び早期発見に必要な各種健康診断の実施
- ・ 健康相談及び保健指導の実施
- ・ 各種がん検診の実施
- ・ がんに関する知識の普及啓発に関すること

- ・公益財団法人日本対がん協会と連携して行うがん征圧のための活動
- ・奈良県健康づくりセンターの管理運営
- ・その他この法人の目的達成に必要な事業

(2) 県の財政的援助等の状況

基本財産 13,500,000 円のうち、5,000,000 円 (37.0%) が県の出捐

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	748,909,025	流動負債	48,855,877
現金預金	657,876,661	未払金	37,596,356
未収金	91,032,364	預り金	3,602,221
固定資産	190,861,418	未払税金	7,657,300
建物付属設備	32,449,755	負債合計	48,855,877
車両運搬具	37,734,723	正味財産	890,914,566
什器備品	27,291,668	一般正味財産	890,914,566
積立保険等	79,885,272		
基本財産	13,500,000		
合 計	939,770,443	合 計	939,770,443

正味財産増減計算書

自 令和 4 年 4 月 1 日

至 令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	837,612,685	経常費用	874,822,936
健診収入	827,714,041	事業費	846,376,880
寄付金収入	715,975	管理費	28,446,056
その他収入	9,182,669		
合 計	837,612,685	合 計	874,822,936
		一般正味財産増減額	▲37,210,251

(4) 監査の結果

予定価格の設定を行わずに随意契約した契約について (指摘事項)

一般財団法人奈良県健康づくり財団会計規程により、随意契約によることができる場合を定めているのに、令和 4 年度の委託契約について、予定価格の設定を行わず、随意契約による根拠を明らかにしないまま契約を締結していた事例が 4 件 (契約額合計 72,102,967 円) 認められた。

今後は、同規程に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

業務委託契約に係る不適切な事務処理について (指摘事項)

産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法

施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和4年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件(契約額 124,640 円)認められた。

今後は、同法及び同法施行令に基づき、契約の締結及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるべきである。

団体名	一般財団法人 かがやきホーム	実施年月日	令和5年8月24日
-----	-------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

奈良県更生支援の推進に関する条例に基づき設立され、出所者等を直接雇用して住居を貸与し、職業訓練や社会的な教育を実施することにより、社会復帰を支援することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 20,000,000 円は、全額県の出捐

(イ) 令和4年度の県の補助金は、次のとおりである。

一般財団法人かがやきホーム事業費補助金 27,667,722 円

(3) 財務の状況

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,508,566	流動負債	10,175,247
固定資産	24,469,641	固定負債	13,698,519
基本財産	20,000,000	負債合計	23,873,766
その他固定資産	4,469,641	正味財産	14,104,441
合 計	37,978,207	合 計	37,978,207

正味財産増減計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	32,952,842	経常費用	31,287,471
事業収益	1,442,606	事業費	23,027,024
補助金等	29,147,722	管理費	8,260,447
雑収益	2,362,514		
合 計	32,952,842	合 計	31,287,471
		一般正味財産増減額	1,665,371

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良中心市街地公共交通活性化協議会	実施年月日	令和5年8月24日
-----	-------------------	-------	-----------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

地域内における公共交通にかかる施策の実施に向け、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連携調整を行うことを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

令和4年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良中心市街地公共交通活性化協議会負担金

237,474,000円

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納、その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。